

第6章 実現のための施策の体系

I 実現のための施策の体系

(1) 貴重な緑の財産を守ります

習志野らしい緑の豊かな環境の保全・活用を図るため、次の施策を推進します。

施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
貴重な緑の財産を守ります	①干潟や海辺の 保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力 ● 干潟に親しむ機会の推進 ● ウォーターフロントの創出 ● 湿地を有する国内外の自治体との交流
	②優れた自然環境の 保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別緑地保全地区の指定検討 ● 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大 ● 身近な水辺の保全 ● 里山の保全と里山に親しむ機会の推進 ● 樹木医による樹木診断事業
	③習志野らしい歴史・ 文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の指定継続と活用 ● 社寺林の保全 ● ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用
	④農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産緑地の保全 ● 農用地区域の保全 ● 市民農園の保全 ● 未利用農地の活用

① 干潟や海辺の保全と活用

● 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力

全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地で、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟について、国指定鳥獣保護区の指定継続を図ると共に、干潟の生物のモニタリングやアオサ対策の実施等、良好な干潟生態系の保全に協力していきます。



干潟のカニ

● 干潟に親しむ機会の推進

谷津干潟は、自然生態観察の場としてだけではなく、習志野緑地等と連携して大規模な憩いの場として市民に親しまれています。今後も、案内看板や利用案内マップ等の充実、「谷津干潟の日」をはじめとしたイベントの展開を図り、環境教育・自然とのふれあい・人々の集いの場として利用を促進します。



環境学習

● ウォーターフロントの創出

市民が海辺とふれあえる空間として、茜浜緑地、海浜公園との一体性を考慮しながら、親水性のある整備を行います。

海岸部の親水性の向上や、市民が海に親しむことができる環境を整えます。

● 湿地を有する国内外の自治体との交流

干潟をはじめとする湿地を保全し、賢明な利用を図るため、国内外を問わず、他の湿地との交流を図り、互いに学習し、情報を交換することが重要です。

国内のラムサール条約登録湿地を抱える自治体間における情報交換や協力の場として、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に参加します。

ラムサール条約登録湿地を有するオーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続をはじめ、他の湿地との交流拡大を視野に入れながら、湿地と水鳥の保護に向け、国内外の連携の強化を図っていきます。

谷津干潟は、ラムサール条約登録湿地であると共に、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(シギ・チドリネットワーク)」参加湿地であり、今後も湿地の保全と水鳥の保護に向けた国際的な湿地提携を継続していきます。



シギ・チドリネットワーク

② 優れた自然環境の保全と活用

● 特別緑地保全地区の指定検討

都市緑地法に基づき、都市内の優れた自然環境を将来にわたって保全するために、特別緑地保全地区の指定を検討します。また、緑地保全・緑化推進法人制度を活用したNPO法人などの民間主体による緑地の管理について検討します。

● 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、市民の協力のもとに自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の保護・保全を図ると共に、指定の拡大を進めます。



実籾自然保護地区

● 身近な水辺の保全

河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な水辺を保全し、周辺緑地の整備を図ります。

● 里山の保全と里山に親しむ機会の推進

里山に手を入れ、多様な生き物の生息場所と、人々とのふれあいの場を創出します。

夏休みこども自然観察会や自然のなかで遊ぶ会等を開催して、里山に親しみふるさと意識を育む機会をつくれます。



水辺のカエル

● 樹木医による樹木診断事業

保存樹木、習志野市名木百選、公園や街路の古木・巨木等について、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性がある樹木を早期に発見し、樹木医による樹木診断を実施し適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止します。

③ 習志野らしい歴史・文化的環境の保全

● 文化財の指定継続と活用

貝塚や天然記念物等文化財の指定継続と文化財を取り巻く環境の保全・改善を図ると共に、多くの市民が習志野の歴史・文化的環境にふれあうことができるようにします。

● 社寺林の保全

社寺林は、習志野らしい歴史と文化を伝える重要な緑の環境として保全を図り、必要に応じて新たな植樹を推進します。

特別緑地保全地区指定(都市緑地法)、都市環境保全地区や保存樹木指定拡大(市条例)、登録有形文化財制度等により、緑豊かで風格のある社寺の環境を保全します。



七年祭り(菊田神社)

● ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用

習志野市の歴史や文化を探訪する散歩道ルートを市民と協働で設定し、案内サイン、パンフレットの整備、探訪イベント等を行います。

④ 農地の保全と活用

● 生産緑地地区の保全

市街化区域内にある農地で、災害の防止や、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地を計画的に保全し、景観にも配慮したあり方を検討します。

● 農用地区域の保全

都市型農業の健全な発展と優れた田園環境を守るため、農用地区域の保全を図ります。

● 市民農園の保全

市民が土とふれあう場、環境学習の場として、市民農園の保全を図ります。

● 未利用農地の活用

未利用農地を市民農園等として活用し、農業体験や環境学習の場として役立てると共に、農地の維持継続を図ります。



市民農園

(2) 緑の拠点をつくります

豊かな緑を身近に感じられる都市空間の形成を図るため、次の施策を推進します。

施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
緑の拠点をつくります	①都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 住区基幹公園の整備 ● 市民の様々な利用に向けた公園の整備 ● 借地公園の導入検討 ● 立体都市公園制度の活用 ● 総合公園の整備 ● 風致公園の整備 ● 都市緑地の整備
	②緑のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● ハミングロードの再整備等 ● 香りの道づくり ● 緑道の整備 ● 街路樹の再整備
	③公共施設緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設緑地の整備
	④防災に役立つ緑の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災公園の整備 ● 公園緑地・河川等の防災機能の向上 ● 幹線道路の緑化
	⑤公園の運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の公園緑地の魅力アップと利用促進 ● 省エネルギー対策 ● 公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理 ● 指定管理者制度の導入検討 ● 公園台帳等の整備 ● 公園施設の保守プラン検討

① 都市公園の整備

● 住区基幹公園の整備

住区基幹公園は、街区公園・近隣公園・地区公園それぞれについて地域に存する緑地や道路・街区などの状況をふまえ、住民が容易に利用できるように配置を進めていきます。

街区公園は、日常的な憩いの場となる身近な緑となるよう、小さな緑の空間を積極的に街区公園として整備していきます。

近隣公園は、近隣住区に住む人々の日常的な憩いやコミュニティ活動が行えるような、コミュニティの核となる公園を整備します。

地区公園は、人々の多様なレクリエーションの場となり、地区の貴重な自然環境や歴史を活かした公園を整備します。

地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となる公園づくりや再整備をめざします。

公園の池や流れを、生き物の生息の場として保全していきます。



街区公園

地域住民に親しまれるよう公園の整備・リニューアルにあたっては、住民参加による公園づくりを図っていきます。

● 市民の様々な利用に向けた公園の整備

キャッチボールのできる公園、土や生き物とふれあえる公園の整備等、市民の様々なレクリエーション利用に対応する公園づくりを検討します。

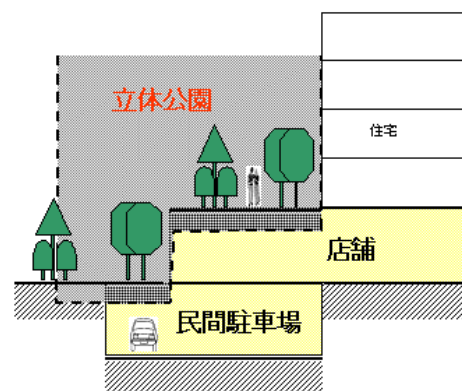
高齢者や障がい者、子育て中の人を含む、全ての人々が安全で安心して利用できるような公園づくりを推進します。

● 借地公園の導入検討

遊休地等、民有地を利用した借地公園の導入を検討します。

- **立体都市公園制度の活用**

立体都市公園制度は、都市公園の地下を別の用途で利用することや、建物の屋上に都市公園を設置することを可能とする制度です。この制度を活用して、再開発地区や鉄道駅周辺等立体的な土地利用を図る必要のある地区に立体都市公園の設置を検討します。



立体都市公園のイメージ

- **総合公園の整備**

本市の中心部にある藤崎・鷺沼台地区の市街化調整区域に、総合的なレクリエーションの場となる総合公園の整備を進めます。

既設の藤崎森林公園を拡充し、谷津田等の自然環境資源や、藤崎堀込貝塚等の歴史的資源と共存した整備を図ります。

- **風致公園の整備**

鷺沼城址や古墳のある鷺沼城址公園は、公園西側の斜面林の保全と、隣接するハミングロードとの連続性の確保を図ると共に、風致及び歴史的景観を楽しむ風致公園として、整備・拡充を進めます。



鷺沼城址公園

- **都市緑地の整備**

海辺の自然にふれあい東京湾や富士山の景観を楽しむことのできるウォーターフロントや、都市景観の向上等の役割を果たしている斜面林の保全を図るため、都市緑地の整備を進めます。

津田沼緑地等の既設の都市緑地については、さらに市民に親しまれるようリニューアルを検討します。



実花緑地

② 緑のネットワークの構築

● ハミングロードの再整備等

「緑と水の南北軸」に位置づけるハミングロードは、未整備区間の整備、施設等の整備・充実、植栽環境の充実を図ると共に、施設の補修、樹木剪定など、適正な維持管理を図ります。

また市民参加の運営管理やイベント等により「市民交流軸」の創出をめざします。



ハミングロード延伸部分

● 香りの道づくり

「緑と水の東西軸」として、市のシンボルとなる花と緑の道づくりを進めます。

また、市民参加による花壇の整備等を行い、案内サインの整備やルート探索等により利用促進を図ります。



プロムナード

● 緑道の整備

都市景観の向上や緑地の連続性に配慮し、四季を通じて快適な緑道を整備します。通勤・通学、散策、ウォーキング等様々な利用ができるように整備します。

● 街路樹の再整備

都市の美観向上、地球温暖化防止（CO₂の吸収）、ヒートアイランド現象の緩和、熱中症の防止などに寄与する街路樹の再整備を進めます。道路利用者の安全と緑の保全、良好な環境のバランスに配慮した道路緑化に取り組みます。

③ 公共施設緑地の整備

● 公共施設緑地の整備

海浜公園等公園緑地と同様に利用されている緑地について、緑の保全と利用促進を図ります。

市内各所に花壇を設置し、まちに彩りとうるおいを与えます。道路や鉄道沿いの空地、公共公益施設の接道部等に花壇を設置します。

河川や水路の水質浄化や親水性の向上、多自然型工法の導入、河川沿いの散歩道の整備、湧水の保全等を通じて、親しみやすく生物のすめる水辺をつくります。

旧河川や旧調整池は、せせらぎ等のある緑地としての活用を検討します。

公共施設の新築や建替えにおいては、緑化基準を満たすよう協議を実施します。



菊田川



習志野市役所庁舎

④ 防災に役立つ緑の整備

● 防災公園の整備

一時避難場所となる防災公園、避難路(緑道等)の整備を進めます。

● 公園緑地・河川等の防災機能の向上

備蓄倉庫や耐震性貯水槽等、既設の公園緑地の防災機能を向上させます。

災害時における避難路、延焼遮断帯としての機能や、生活用水や防火用水等の取水機能を持つ河川空間に、植樹帯や遊歩道、階段護岸やスロープ等を設置し、防災機能の向上の検討を図ります。

緑地の樹種については、災害や環境負荷への適性を考慮して選定を図ります。



谷津奏の杜公園

● 幹線道路の緑化

道路は、災害発生時の緊急輸送のみならず火災の延焼遮断機能を持ち合わせています。幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点から検討し、必要性和効果の高い路線から緑化の整備を進めます。

また、幹線道路の整備に合わせ、避難路や資材の輸送路、延焼防止帯としての役割を果たすよう、街路の緑化を進めていきます。

⑤ 公園の運営・管理

● 既存の公園緑地の魅力アップと利用促進

緑の育成管理を十分に行って、都市環境の維持・向上に努めます。段差の解消やインフォメーションの充実等高齢者や障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。

市民との協働により、四季折々の花の景観が楽しめる公園緑地をつくります。各種施設の維持管理や園路等の清掃に努め、安全で気持ちのよい利用ができる公園緑地とします。公園の魅力づけに公募設置管理制度 (Park-PFI) などの導入を図り、民間の力と知恵を活用します。



習志野緑地

● 省エネルギー対策

公園緑地に太陽光や風力等自然エネルギーを活かした設備や、公園内照明のLED化を進めるなど、エネルギー消費の少ない設備を積極的に導入します。



省エネルギー施設のイメージ

● 公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理

植栽されてから長い年月が経ち、巨木化や過密化している樹木について、樹木管理指針にそって管理を行います。

● 指定管理者制度の導入検討

地方自治法の改正により、民間事業者に公の施設の管理運営を任せることが可能となったことで、民間の持つ能力を活用した質の高いサービスの提供、コストの縮減等が期待されています。

本市では、谷津バラ園が指定管理者を導入していますが、その他の公園緑地についても公園の特色に応じて、指定管理者制度の導入を検討します。

- 公園台帳等の整備

公園緑地の適正な管理を行うために、公園台帳や街路樹台帳を整備します。

- 公園施設の保守プラン検討

遊具などの公園施設は、塗装などの定期的なメンテナンスによって耐用年数の延伸を図ることができます。平成26(2014)年6月には「遊具指針(改訂第2版)」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」など、国の遊具指針の改訂が行われました。また、それに

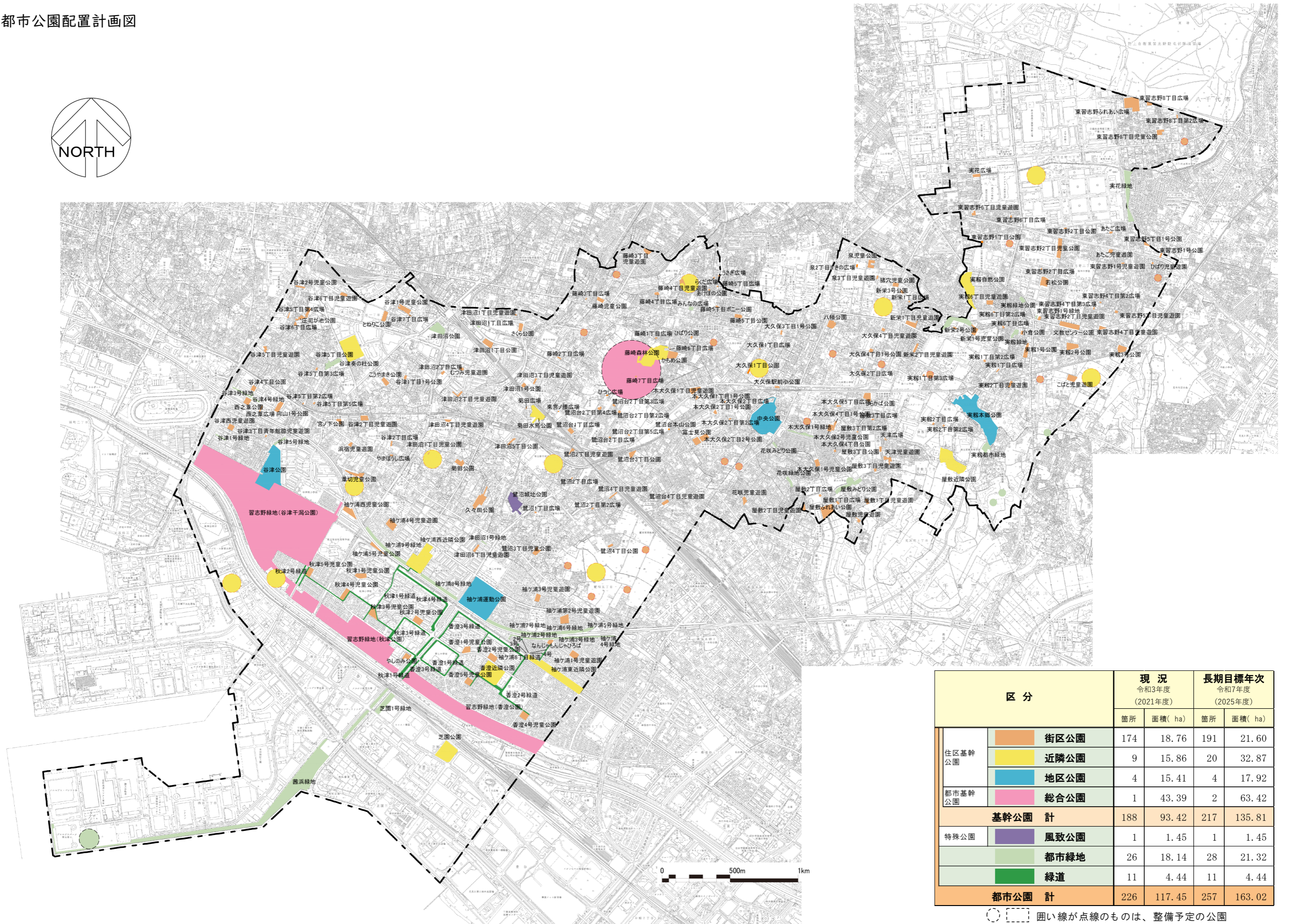


遊具の更新(東習志野ふれあい広場)

合わせて(一社)日本公園施設業協会が見直しを進めてきた遊具メーカーの自主規準となる「遊具の安全に関する規準」についても、同じく改訂されています。

本市では、令和2(2020)年3月に「習志野市公園施設(遊具)長寿命化計画」を策定し、令和3(2021)年度から更新工事を行っています。引き続き遊び場の安全性をより一層高めるため、遊具等施設の定期点検やメンテナンスを行いつつ、計画に基づいた遊具の更新に努めます。

都市公園配置計画図



区分		現況 令和3年度 (2021年度)		長期目標年次 令和7年度 (2025年度)	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	174	18.76	191	21.60
	近隣公園	9	15.86	20	32.87
	地区公園	4	15.41	4	17.92
都市基幹公園	総合公園	1	43.39	2	63.42
基幹公園 計		188	93.42	217	135.81
特殊公園	風致公園	1	1.45	1	1.45
都市緑地		26	18.14	28	21.32
緑道		11	4.44	11	4.44
都市公園 計		226	117.45	257	163.02

○ 囲い線が点線の場合は、整備予定の公園

(3) 緑でつなぐまちなみをつくります

表情豊かな緑のまちなみの形成を図るため、次の施策を推進します。

施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
緑でつなぐまちなみをつくります	①公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共公益施設の緑化 ● 道路の緑化 ● 鉄道施設の緑化
	②住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地協定制度の活用 ● 地区計画制度の活用 ● 緑化計画制度の検討 ● 花と緑のまちなみ登録制度の検討 ● 住宅開発時の緑化指導 ● 接道部の緑化や生垣化の推進
	③工場・事業所等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所の緑化推進 ● 緑化協定の締結推進と緑地の保全 ● 工場・事業所・大学の市民開放の促進
	④商業地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 花で彩られた魅力ある商店街づくり ● 駐車場・駐輪場の緑化 ● 緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用

① 公共公益施設の緑化

● 公共公益施設の緑化

学校は、地域の中核的な施設であるため、緑化についても地域のシンボルとなるように、校庭周りの緑化や校庭の一部芝生化等、多様な緑化に取り組みます。学校の建替えや新築、改修・改築、長寿命化の際には、緑化の推進に努めます。

一部の学校においては、多様な生き物が生息できる環境（ビオトープ）づくりに取り組んでいることから、今後も教職員やPTA等の協力を得ながら、環境学習の場として活用できるビオトープの整備を進めていきます。

官公庁、公民館等の公共公益施設においては、利用する人の目を楽しませ、地域にうるおいを与える緑化を進めていきます。

公共公益施設の緑化は、地域における緑化の手本となるように、屋上や壁面緑化等の緑化を推進します。



屋上緑化

● 道路の緑化

街路樹の整備を積極的に進めると共に、良好な育成管理に努めます。

街路樹柵に花を植えて花壇にできるよう、制度化を検討します。

駅前広場の整備にあたっては、まちの表玄関に相応しい緑の広場を整備します。

また高速道路沿いの緑化を進めると共に、樹木の良好な育成管理に努めます。



街路樹

● 鉄道施設の緑化

鉄道施設の緑化を進めるよう、鉄道各社に要請を行います。

② 住宅地の緑化

● 緑地協定制度の活用

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する「緑地協定」制度の活用を図り、市民の協力によって緑豊かなまちづくりを進めます。

協定締結者への支援制度の導入を検討します。

● 地区計画制度の活用

地域で話し合っただけで決めたまちづくりのルールを都市計画法によって定める「地区計画」制度を活用して、緑化率の設定や生垣化、公開空地制度等により、緑豊かな住宅地をつくりま

● 緑化計画制度の検討

建築物の確認申請と連動して、新築・改築住宅の緑化指導や、緑化計画書の提出制度の導入を検討します。

● 花と緑のまちなみ登録制度の検討

近隣の5人以上の市民グループが、一定期間、接道部やベランダを花と緑で緑化することを市に登録し、市は登録したグループを支援する「花と緑のまちなみ登録制度」の導入を検討します。

● 住宅開発時の緑化指導

住宅開発時に、緑地の確保や緑化について必要な指導を行います。

屋上や壁面、プランターによる緑化等の技術指導を検討します。



接道部の生垣化

● 接道部の緑化や生垣化の推進

新築・改築住宅の接道部に対する緑化や生垣化の推進を図り、災害に強く美しい緑のまちなみをつくりま

高齢者が緑の維持管理を続けられるような支援制度の導入を検討します。

③ 工場・事業所等の緑化

● 工場・事業所の緑化推進

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化を推進します。

小規模の工場・事業所等、その他の民間施設についても、屋上・壁面緑化や外周部等の緑化を推進します。



事業所の緑化

● 緑化協定の締結推進と緑地の保全

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化協定の締結推進と緑地の保全を図ります。

事業者が変わっても緑化協定締結が継続されるようなくみと、屋上緑化、壁面緑化等を考慮した条例の見直しを検討します。

● 工場・事業所・大学の市民開放の促進

工場・事業所・大学のスポーツ施設や花の美しい緑地の市民への開放や工場見学を促進し、市民が緑に親しむことができるよう努めます。

④ 商業地の緑化

● 花で彩られた魅力ある商店街づくり

花鉢、ハンギングバスケット、窓辺の花飾り、植樹柵の花壇、立体花壇等、花で彩られた商店街の創出をめざします。屋上庭園、壁面緑化、路地緑化、中庭緑化等、立体空間や狭小空間の緑化を進め、商店街の魅力を高めます。



ハンギングバスケット

● 駐車場・駐輪場の緑化

駐車場・駐輪場の緑化を推進するための支援を検討します。

● 緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用

緑が不足している市街地等において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定の緑化を義務づける「緑化地域制度」や、緑の基本計画に定める「緑化重点地区」内において屋上や中庭等を緑化することで課税の特例措置等を受けられる「緑化施設整備計画認定制度」等の活用を検討して、緑の不足する駅前商業地等の緑化を推進します。

(4) 緑に親しむひとと文化を育みます

市民との協働により緑を守り育むため、次の施策を推進します。

施策の推進方向と展開

基本方針	施策の推進方向	施策の展開
緑に親しむひとと文化を育みます	①緑を支える 市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の愛護会・自然保護団体の育成 ● アダプト制度導入の検討 ● 「名木百選」の拡充と推進 ● 花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進 ● オープン・ガーデンの普及 ● 習志野の緑を再発見する活動の展開 ● 「桜守」による品種桜日本一事業
	②緑を支えるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の表彰制度の継続と活用 ● 緑と花の講習会の開催と相談員の育成 ● プレイリーダーの育成 ● 緑のキャラクターづくり ● あじさい16万本計画 ● 「誕生の木」の配布 ● アカシアの森計画 ● シェードガーデン植物見本園
	③緑の情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・パンフレット・映像等による情報発信 ● 緑と公園のホームページの充実 ● 緑のマップ・緑の副読本づくり
	④緑と水の 計画・調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の基本計画・実施計画の策定 ● 緑の現況調査の定期的実施 ● 美しい緑の景観づくりの検討 ● 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施 ● 緑と水のこども探検隊の設立検討 ● 教育機関との連携 ● 市民による緑と水の調査・研究

① 緑を支える市民活動の推進

● 緑の愛護会・自然保護団体の育成

緑に関する活動を行う市民団体等に対する補助や、団体間の交流の場の創出、情報発信の支援等、緑を支える団体の育成に努めます。



市民による公園管理

● アダプト制度導入の検討

市が管理する公園緑地等の「里親」になるボランティアを定め、市民と行政との間でお互いに役割分担を決めて、両者のパートナーシップのもとに清掃・美化活動を進めていく「アダプト制度」の導入を検討します。公園緑地、ハミングロード、公共公益施設、樹林地等で、市民が主体的に公園の維持管理を担うことができるよう、支援を図ります。

● 「名木百選」の拡充と推進

名木百選の指定樹木を拡充すると共に、これを用いたウォークラリー等のイベントを展開します。

● 花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進

美しい花壇づくりに取り組むボランティアに対して、花の種の配布等の支援に努めます。



花いっぱい花壇づくり

● オープン・ガーデンの普及

オープン・ガーデンは個人の庭をチャリティのために開放し、花と緑を通じて交流を深めるイギリスで始まった活動です。このオープン・ガーデンの普及のための支援、広報活動等を行います。



オープンガーデンのイメージ

● 習志野の緑を再発見する活動の展開

「(仮称)習志野音八景」「習志野絵画・写真展」等、身近な緑の姿を再発見する取り組みを推進します。

● 「桜守」による品種桜日本一事業

市民、企業、行政が協働で約300種の品種桜を適地に植栽します。また「桜守」を養成し病虫害等の早期発見や夏期の灌水等桜の育成活動を行い、本市の新たな観光資源の創出をめざします。

② 緑を支えるしくみづくり

● 緑の表彰制度の継続と活用

緑化の推進や緑の保全、またその啓発に功労のあった市民に対する「緑の表彰制度」を継続・拡充していきます。

● 緑と花の講習会の開催と相談員の育成

緑化講習会等の緑化技術の教育を実施し、地域の緑化活動の中心となる人材の育成を図ります。

魅力あるまちなみ形成のために、緑化の方法や管理についてアドバイスする緑の相談員の登録・派遣のしくみをつくります。

● プレイリーダーの育成

子ども達の野外教育や自然体験活動等をリードする「プレイリーダー」を育成し、市内のイベントへの派遣や、公園へ定期的に配置することを検討します。

● 緑のキャラクターづくり

緑に対して興味や親しみを持っていただくため、イメージキャラクターの検討を行います。

デザインや愛称を一般公募する等、市民の関心を高め、愛着の持てるキャラクターをつくります。

● あじさい16万本計画

市、市民、事業者が一体となって、市の花アジサイを用いた緑化を推進します。

● 「誕生の木」の配布

市内で生まれた赤ちゃんに「アジサイ(市の花)」の苗を配布する事業を継続します。



アジサイ(市の花)

● アカシアの森計画

市の木であるアカシアの多様な品種を鑑賞できるアカシアの森広場をつくります。

● シェードガーデン植物見本園

都市の住宅では、日光が十分に当たらない庭が多く見られます。そのような庭でもガーデニングを楽しむことができることを紹介し、緑化のきっかけづくりとなるよう、日陰～半日陰の庭の緑化見本園をつくります。

③ 緑の情報発信の充実

- **広報・パンフレット・映像等による情報発信**

広報・パンフレット・映像等を活用して、市内の緑についての情報を広く発信します。

「関東の富士見百景」に選ばれた茜浜緑道や、「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれた谷津干潟～幕張新都心の道等、美しい景観に関する情報発信を行っています。



茜浜緑道からの富士山の眺め

- **緑と公園のホームページの充実**

インターネットによる情報発信を図るため、習志野市の緑と公園に関するホームページを作成し、内容の充実を図っていきます。

- **緑のマップ・緑の副読本づくり**

習志野市の緑の魅力を再認識できるよう、市の緑に関する情報を散りばめた「緑のマップ」や、「品種桜日本一マップ」、環境学習に用いる「緑の副読本」を、市民参加によって作成し、身近な緑の役割や重要性を市民に伝えます。

④ 緑と水の計画・調査・研究

- **緑の基本計画・実施計画の策定**

緑の基本計画で定めた施策を推進するための個別の実施計画を策定します。社会情勢の変化等の必要に応じて緑の基本計画の内容について見直しを図ります。

- **緑の現況調査の定期的実施**

習志野市の緑の現況を把握する調査を定期的に行います。

- **美しい緑の景観づくりの検討**

緑の量的な拡大のみならず、緑豊かな美しくうらおいのあるまちを創出するために、景観法等の活用を図りながら、各種規制、支援等を行います。

- **公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施**

習志野市の公園がどのように利用され、また公園に対してどのようなニーズがあるかを調査し、公園整備に活かします。



公園調査イメージ

- **緑と水の子ども探検隊の設立検討**

子ども達への環境教育の一環として、こどもの目から見た習志野市の緑の姿を把握することを目的として、習志野市の緑と水の魅力や改善点を発見する探検隊の設立を検討します。

- **教育機関との連携**

緑に関する共同研究や緑の活用手法の提案等、大学等の研究機関との連携を図ります。

- **市民による緑と水の調査・研究**

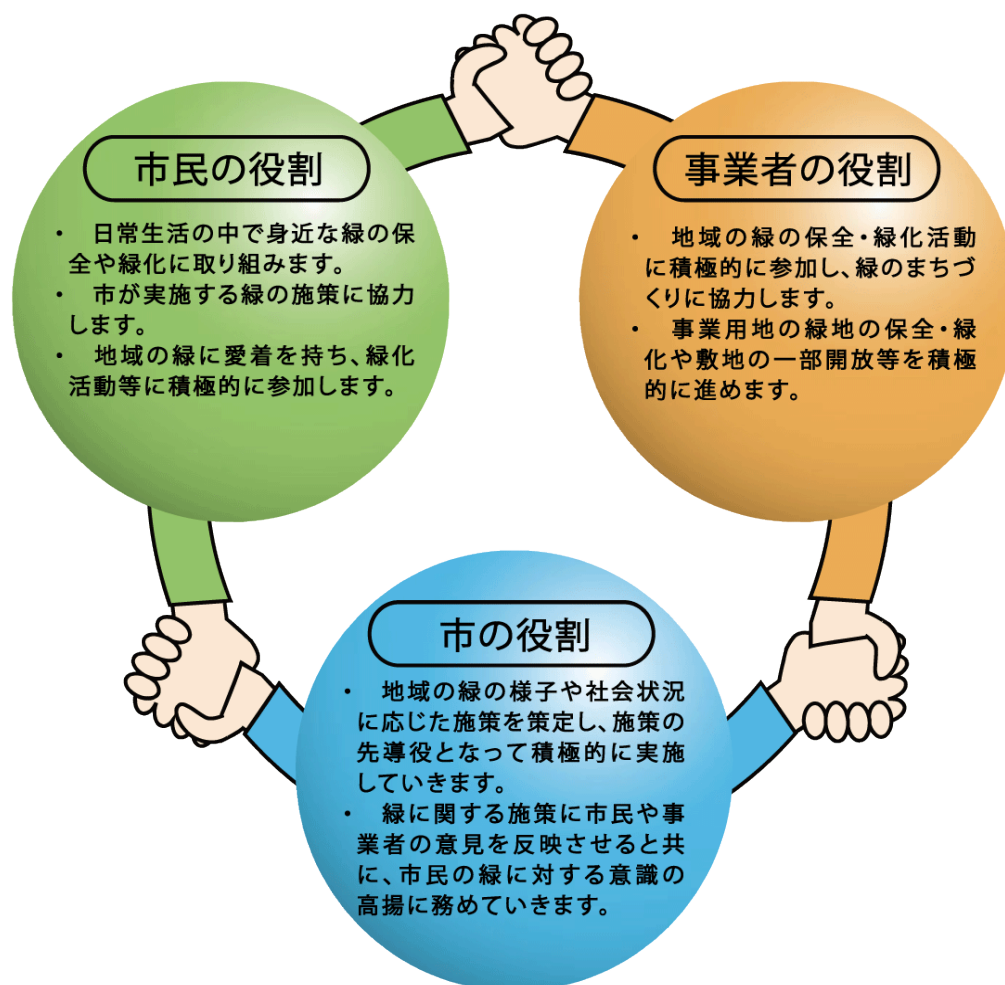
市民団体や市民カレッジの修了生といった市民ボランティアによる緑の評価や、特定外来生物種の状況調査等、市民との協働による緑と水の調査・研究の成果を取り入れていきます。

2 施策の推進方針

(1) 計画の主体と役割

習志野市の緑の施策を推進していくためには、市、市民、事業者のそれぞれが協力・連携しながら、自主的かつ積極的に行動することが不可欠です。

本計画では、事業の推進主体とそれぞれの役割を次のように定めます。



各施策の役割分担

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	市	市民	事業者
貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	●	○	
		干潟に親しむ機会の推進	●	○	
		ウォーターフロントの創出	●	○	
	優れた自然環境の保全と活用	湿地を有する国内外の自治体との交流	●	○	
		特別緑地保全地区の指定検討	●	○	
		自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	●	○	
		身近な水辺の保全	●	○	
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	里山の保全と里山に親しむ機会の推進	●	○	
		樹木医による樹木診断事業	●		
		文化財の指定継続と活用	●		
	農地の保全と活用	社寺林の保全	●	○	
		ふるさと歴史散歩ルートの設定と活用	●	○	
生産緑地地区の保全		●	○		
農用地区域の保全		●	○		
緑の拠点をつくりまします	都市公園の整備	市民農園の拡充	●	○	○
		未利用農地の活用	●	○	○
		住区基幹公園の整備	●	○	
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	●	●	
		借地公園の導入検討	●	○	
	緑のネットワークの構築	立体都市公園制度の活用	●	○	○
		総合公園の整備	●	○	
		風致公園の整備	●	○	
	公共施設緑地の整備	都市緑地の整備	●	○	
		ハミングロードの再整備等	●	●	
		香りの道づくり	●	●	
	防災に役立つ緑の整備	緑道の整備	●	○	
街路樹の再整備		●			
公共施設緑地の整備		●			
公園の運営・管理	防災公園の整備	●	○		
	公園緑地・河川等の防災機能の向上	●			
	幹線道路の緑化	●			
	既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	●	○		
緑でつなぐまちなみをつくりまします	公共公益施設の緑化	省エネルギー対策	●		
		道路の緑化	○		●
	住宅地の緑化	公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理	●		
		指定管理者制度の導入検討	●		○
		公園台帳等の整備	●		
		公園施設の保守プラン検討	●		
		緑地協定制度の活用	●	●	
	工場・事業所等の緑化	地区計画制度の活用	●	○	
		緑化計画制度の検討	●	○	
		花と緑のまちなみ登録制度の検討	●	○	
	商業地の緑化	住宅開発時の緑化指導	●	○	
		接道部の緑化や生垣化の推進	●	●	
工場・事業所の緑化推進		●		●	
緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	緑化協定の締結推進と緑地の保全	●		○
		工場・事業所・大学の市民開放の促進	○		●
		花で彩られた魅力ある商店街づくり	○	○	●
		駐車場・駐輪場の緑化	●		
	緑を支えるしくみづくり	緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	●		
		緑の愛護会・自然保護団体の育成	●	●	
		アダプト制度導入の検討	●	●	
		名木百選の拡充と推進	●	○	
	緑の情報発信の充実	花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	●	●	
		オープン・ガーデンの普及	●	●	
		習志野の緑を再発見する活動の展開	●	●	
		「桜守」による品種桜日本一事業	●	○	○
緑と水の計画・調査・研究	緑の表彰制度の継続と活用	●			
	緑と水の講習会の開催と相談員の育成	●	●		
	プレイリーダーの育成	●	●		
	緑のキャラクターづくり	●	●		
緑と水の計画・調査・研究	あじさい16万本計画	●	○	○	
	アカシアの森計画	●			
	誕生の木の配布	●			
	シェードガーデン植物見本園	●			
緑と水の計画・調査・研究	広報・パンフレット・映像等による情報発信	●			
	緑と公園のホームページの充実	●			
	緑のマップ・緑の副読本づくり	●	○		
	緑の基本計画・実施計画の策定	●			
緑と水の計画・調査・研究	緑の現況調査の定期的実施	●	○		
	美しい緑の景観づくりの検討	●	○		
	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	●	○	○	
	緑と水のこども探検隊の設立検討	●	○		
緑と水の計画・調査・研究	教育機関との連携	●		●	
	市民による緑と水の調査・研究	●	●		

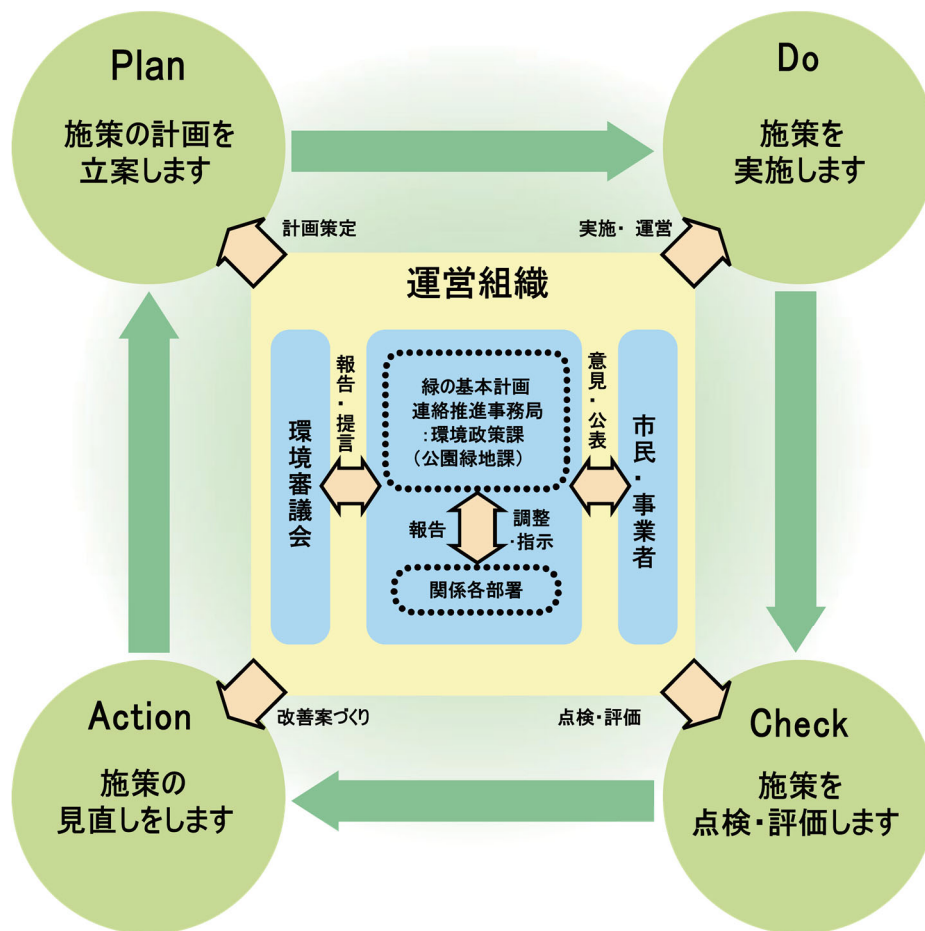
●全体的に取り組む ○協力的に取り組む

(2) 各施策の推進スケジュール

基本方針	施策の推進方向	施策の展開	短期 (H19～H27)	中期 (H28～R2)	長期 (R3～R7)	
貴重な緑の財産を守ります	干潟や海辺の保全と活用	干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	●	→	→	
		干潟に親しむ機会の推進	●	→	→	
		ウォーターフロントの創出	●	→	●	
	優れた自然環境の保全と活用	湿地を有する国内外の自治体との交流	●	→	→	→
		特別緑地保全地区の指定検討	●	→	→	→
		自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と拡大	●	→	→	→
		身近な水辺の保全	●	→	→	→
		里山の保全と里山に親しむ機会の推進	●	→	→	→
	習志野らしい歴史・文化的環境の保全	樹木医による樹木診断事業	●	→	●	→
		文化財の指定継続と活用	●	→	→	→
		社寺林の保全	●	→	→	→
	農地の保全と活用	ふるさと歴史散歩道ルートの設定と活用	●	→	●	→
		生産緑地地区の保全	●	→	→	→
		農用地区域の保全	●	→	→	→
		市民農園の拡充	●	→	→	→
緑の拠点をつくります	都市公園の整備	未利用農地の活用	●	→	→	
		住区基幹公園の整備	●	→	→	
		市民の様々な利用に向けた公園の整備	●	→	→	
		借地公園の導入検討	●	→	●	
		立体都市公園制度の活用	●	→	●	
	緑のネットワークの構築	総合公園の整備	●	→	→	
		風致公園の整備	●	→	→	
		都市緑地の整備	●	→	→	
	公共施設緑地の整備	ハミングロードの再整備等	●	→	→	
		香りの道づくり	●	→	●	
		緑道の整備	●	→	→	
	防災に役立つ緑の整備	街路樹の再整備	●	→	→	
		公共施設緑地の整備	●	→	→	
		防災公園の整備	●	→	→	
	公園の運営・管理	公園緑地・河川等の防災機能の向上	●	→	→	
		幹線道路の緑化	●	→	→	
		既存の公園緑地の魅力アップと利用促進	●	→	→	
		省エネルギー対策	●	→	→	
		公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木管理	●	→	●	
		指定管理者制度の導入検討	●	→	→	
	緑でつながるまちなみをつくります	公共公益施設の緑化	公園台帳等の整備	●	→	→
			公園施設の保守プラン検討	●	→	●
		住宅地の緑化	公共公益施設の緑化	●	→	→
			道路の緑化	●	→	→
			鉄道施設の緑化	●	→	→
緑地協定制度の活用			●	→	→	
地区計画制度の活用			●	→	→	
緑化計画制度の検討			●	→	→	
工場・事業所等の緑化		花と緑のまちなみ登録制度の検討	●	→	→	
		住宅開発時の緑化指導	●	→	→	
商業地の緑化	接道部の緑化や生垣化の推進	●	→	→		
	工場・事業所の緑化推進	●	→	→		
緑に親しむひとと文化を育みます	緑を支える市民活動の推進	緑化協定の締結推進と緑地の保全	●	→	→	
		工場・事業所・大学の市民開放の促進	●	→	→	
		花で彩られた魅力ある商店街づくり	●	→	→	
		駐車場・駐輪場の緑化	●	→	→	
		緑化地域制度・緑化施設整備計画認定制度の活用	●	→	→	
	緑を支えるしくみづくり	緑の愛護会・自然保護団体の育成	●	→	→	
		アダプト制度導入の検討	●	→	→	
		名木百選の拡充と推進	●	→	→	
		花いっぱい花壇づくり(ボランティアサポート)の推進	●	→	→	
		オープン・ガーデンの普及	●	→	→	
	緑の情報発信の充実	習志野の緑を再発見する活動の展開	●	→	→	
		「桜守」による品種桜日本一事業	●	→	●	
		緑の表彰制度の継続と活用	●	→	→	
		緑と花の講習会の開催と相談員の育成	●	→	→	
		ブレイリーダーの育成	●	→	→	
緑と水の計画・調査・研究	緑のキャラクターづくり	●	→	→		
	あじさい16万本計画	●	→	→		
	アカシアの森計画	●	→	●		
	誕生の木の配布	●	→	→		
	シェードガーデン植物見本園	●	→	●		
	広報・パンフレット・映像等による情報発信	●	→	→		
緑と水の計画・調査・研究	緑と公園のホームページの充実	●	→	→		
	緑のマップ・緑の副読本づくり	●	→	→		
	緑の基本計画・実施計画の策定	●	→	→		
	緑の現況調査の定期的実施	●	→	→		
	美しい緑の景観づくりの検討	●	→	→		
	公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	●	→	→		
緑と水のこども探検隊の設立検討	●	→	→			
教育機関との連携	●	→	→			
市民による緑と水の調査・研究	●	→	→			

(3) 施策の推進と評価・見直しの方法

各々の施策を実施していくにあたっては、事業サイクルを設定し、地域の状況や社会情勢の変化、各事業の取り組み状況に対応して、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」を順に行う「PDCAサイクル」によって、施策毎の推進と評価・見直しを図っていきます。



見直しの際には、各施策の取り組み状況を広く公表し、アンケート調査等を通じて施策の評価を図っていきます。

また、市民団体や市民カレッジの修了生等、市民ボランティアによる緑の評価を取り入れて、施策の展開を図っていきます。

施策の進捗や緑の現況等については、年次の報告書(環境白書)を通じて明らかにしていきます。